

(第6号議案 資料)

宇部市立小羽山小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は、小羽山小学校 P T A（以下本会）と称し、事務局を小羽山小学校（以下本校）に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は保護者と教職員とが協力して本校教育の推進と児童の健全で幸福な成長をはかることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校教育についての理解と協力に関すること。
- (2) 会員相互の研修と親和に関すること。
- (3) 児童の校外生活の向上改善に関すること。
- (4) 教育環境の整備充実ならびに改善に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、本校児童の保護者及び本校教職員とする。

第 2 章 役 員

(役員の名称及び人数)

第 5 条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 ～ 8 名
- (3) 監事 2 ～ 3 名
- (4) 書記 若干名
- (5) 会計 若干名
- (6) 専門部長 各専門部から 1 名
- (7) 専門部副部長 若干名
- (8) 評議員 原則として各学級 3 名、教職員全員
- (9) 顧問 若干名

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とし再任を妨げない。なお、役員は任期が満了しても後任者が決定するまではその職にあたるものとする。

2 役員に欠員が生じた場合には第8条の規定により補充する。ただし、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
- (3) 監事は本会の業務並びに会計を監査する。
- (4) 書記は本会の総務並びに庶務にあたる。
- (5) 会計は本会の会計事務にあたる。
- (6) 専門部長は所属部の事業計画を立案し、評議員会の承認を得てその実施にあたる。
- (7) 専門部副部長は専門部長を補佐し、専門部長に事故があるときはその任務を代行する。
- (8) 評議員は会員を代表して本会に必要な事項を協議決定するとともに各専門部に属しその運営にあたる。
- (9) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(役員選出)

第8条 役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・監事は専門部長及び副部長により構成された選考委員会が会員の中から選出し、総会の承認を得る。なお、副会長の内1名は小羽山小学校長とする。
- (2) 書記・会計は会長が学校長と協議して学校職員の中から選出し委嘱する。
- (3) 専門部長・専門部副部長は会員の互選とする。なお専門部副部長には学校職員を含む。
- (4) 評議員は会員の互選とする。
- (5) 顧問は必要に応じて会長経験者の中より会長が委嘱する。
- (6) 二つの役員を兼務することはできない。

第3章 会 議

(総 会)

第9条 総会は、本会の最高決議機関であって、全会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年度はじめに会長が招集

する。

臨時総会は評議員会が必要と認めたときに会長が招集する。

3 総会は、全会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

4 総会は、会則の改廃、役員の選任、解任、予算・決算等の承認を要する事項を議決する。

（評議員会）

第10条 評議員会は、総会に継ぐ決議機関であって、第5条の全役員をもって構成する。

2 評議員会は必要に応じて会長が招集する。

3 評議員会は、過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

4 評議員会は、事業計画その他本会の目的達成に必要なことを協議決定する。

（常任委員会）

第11条 常任委員会は、会長・副会長・監事・書記及び専門部長をもって構成する。ただし必要に応じて専門部副部長その他関係者の出席を求めることもある。

2 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 常任委員会は、専門部提出議題その他本会の運営に必要なことを審議する。

（専門部会）

第12条 専門部会は、各専門部会に所属する保護者及び教職員をもって構成する。

2 専門部会は、必要に応じて部長が招集する。

3 専門部会は、第2条の目的達成に必要な事業を企画立案し、評議員会の承認を得てその事業を実施する。

第4章 専門部

（専門部の種類）

第13条 本会には次の専門部を置く。

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| (1) 学年教養部 | (2) 広報部 | (3) 施設部 |
| (4) 保健体育部 | (5) 校外生活部 | |

第14条 専門部の目的及び活動は次のとおりとする。

- (1) 学年教養部
- ◇ 学級学年の諸問題を協議し意見要望等を各部に反映させる。
 - ◇ 会員相互の教養を高めるための活動
 - ◇ 文化的学校行事の支援

(2) 広報部

- ◇ 広報紙を発行することにより P T A の活動状況を広く会員に周知徹底する。
- ◇ 広報紙をつうじて教育を語り合う場を作り会員の研修を深める。
 - 1 「蛇瀬橋」の編集と発行
 - 2 地域社会、関係機関・団体への情報活動及び調査

(3) 施設部

- ◇ 教育環境の整備充実ならびに改善につとめるとともに、それらに必要な事業を計画、実施する。
 - 1 学校教育環境の整備、施設関係改善に関する活動の企画と運営
 - 2 緑化、清掃、奉仕的学校行事の支援
 - 3 運動会バザー、友愛バザーなどの事業の実施

(4) 保健体育部

- ◇ 会員の体力向上と親睦をはかる体育的活動の企画運営
- ◇ 保健衛生ならびに学校の体育的行事についての理解と協力
 - 1 会員対象の保健体育的行事の企画と運営
 - 2 秋季大運動会、持久走大会への支援と参加の企画と運営
 - 3 学校保健委員会への協力及び参加

(5) 校外生活部

- ◇ 児童の校外における生活の善導をはかる活動
- ◇ 交通事故防止のための諸活動の企画運営
 - 1 校外生活指導の企画と運営
 - 2 校区内パトロールの実施
 - 3 安全的補導的学校行事の支援
 - 4 交通安全指導の企画と運営

第 5 章 会 計

(経 費)

第 1 5 条 本会の経費は、会費・事業収入及びその他の収入による。

(会 費)

第 1 6 条 本会の会費は、一世帯単位とし、その額は月額 2 5 0 円とする。

(会計年度)

第 1 7 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(執 行)

第 1 8 条 本会の会計は、総会において承認された予算によって行われるものとし、

その執行は本校校長に委任する。

- 2 会計年度の途中において予算の若干の修正を必要とする場合には評議員会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第19条 本会の会計監査は、監事によって年1回以上行うものとする。

付 則

(会則の改正)

第1条 本会則の改正は、評議員会で審議し、総会の承認を得るものとする。

(細 則)

第2条 本会則には、必要に応じて細則を設けることができる。

(慶 弔)

第3条 本会の慶弔に関する規定は別に定める。

(交通費)

第4条 本会の交通費に関する規定は別に定める。

(施 行)

第5条 本会の会則は、昭和56年5月16日から施行する。

昭和59年5月19日	一部改訂
平成 元年5月17日	一部改訂
平成 4年12月7日	一部改訂
平成10年5月16日	一部改訂
平成14年5月16日	一部改訂
平成15年5月15日	一部改訂
平成24年5月 9日	一部改訂
平成25年5月 8日	一部改訂
平成26年5月14日	一部改訂
平成28年5月18日	一部改訂
平成29年5月13日	一部改訂
平成30年5月18日	一部改訂
令和 2年6月 2日	一部改訂